

四国中央市地域型保育事業の連携施設の設定に関するガイドライン

(令和7年7月1日 改定)

1 目的

本ガイドラインは、四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（以下「条例」という。）第6条を踏まえ、地域型保育事業者に確保を求めている連携施設の要件及び内容等について定め、保育の適正かつ確実な実施及び教育又は保育の継続的な提供に資することを目的とする。

2 連携施設の設定について

(1) 連携項目

地域型保育事業者は、以下の機能を担う連携施設を適切に設定しなければならない。

卒園後の受け皿の確保	保育内容への支援	代替保育の提供
------------	----------	---------

(2) 乳幼児保育所における準用

乳幼児保育所は、設置認可を受けるにあたり連携施設の確保を義務付けられていないが、乳幼児保育所を利用する乳幼児が卒園後も必要な教育又は保育を継続的に受けられるよう、「卒園後の受け皿」に係る連携施設を設定する場合は、本ガイドラインに定める内容を準用するものとする。

(3) 複数の施設との連携協力

連携協力の内容に応じて、一の地域型保育事業所に対し複数の連携施設を設定すること、一の連携施設が複数の地域型保育事業所の連携施設となることも可能とする。また、一の連携施設が2(1)に掲げる機能の一部しか協力できない場合であっても、複数の連携施設と連携協力を行うことにより、2(1)に掲げる全ての機能を担保することができる場合に限り、当該地域型保育事業所は、連携施設を確保できたものとみなすことができる。

(4) 覚書の締結

地域型保育事業者は、連携施設を運営する者との間で、2(1)に掲げる連携項目の内容について、その具体的な内容や方法、費用等を協議し、覚書を取り交わすこととする。なお、地域型保育事業者と同一の設置者が運営する施設を連携施設とする場合は、法人の意思決定機関において、連携協力の内容に係る事項を協議することとし、その内容を議事録等に記録し、保存することとする。

(5) 市への届出（決定通知書等は発行しませんので、覚書等を大切に保管してください。）

- I 地域型保育事業者は、連携施設を新たに確保した際には「地域型保育事業連携施設届出書」（様式1）に、連携施設を運営する者との間で取り交わした覚書又は議事録等の写しを添えて、四国中央市へ届け出るものとする。
- II 地域型保育事業者は、連携協力の内容に変更があった際には「地域型保育事業連携施設設定内容変更届」（様式2）に、連携施設を運営する者との間で取り交わした覚書又は議事録等の写しを添えて、四国中央市へ届け出るものとする。
- III 地域型保育事業者は、連携施設を運営する者との連携協力を解除した際又は効力期間の満了等により覚書等の内容が無効となった際には、「地域型保育事業連携施設設定解除届」（様式3）に「解除の合意に関する書面」を添えて、四国中央市へ届け出るものとする。

(6) 経過措置の適用（条例附則第3条に基づく経過措置）

地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難である場合においては、令和12年3月31日までの間に限り、連携施設を設定しないことができる。

3 連携協力の内容

(1) 卒園後の受け皿の確保

地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、地域枠利用乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、優先的に入所できる枠（以下「連携枠」という。）を連携施設において確保し、保護者の希望に基づき受け入れ、教育又は保育を提供すること。

I 連携施設の要件

施設種別	要 件
認可保育所	原則、地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の内容（児童の教育又は保育を行う時間を 11 時間以上確保し、年末年始以外に長期休業を設定しないこと）を提供できること。
認定こども園	

II 連携施設の所在地

原則として、四国中央市内の施設とすること。

III 内容

項 目	内 容
連携枠の確保	地域型保育事業の2歳児の利用定員の人数分の受け皿を確保すること。 また、実際の利用乳幼児の数が利用定員を上回る場合については、その分の受け皿も確保すること。なお、連携施設は1か所に限定する必要はなく、複数の連携施設を設定することにより、必要な連携枠を確保することも可能とする。 連携枠は、覚書において「〇名分」又は「〇名以上」と定めることとし、最低人数を定めた上で、年によって上限の人数を変更することも可能とする。 ※「〇名以内」や「定員に空きがある場合」等の記載は適切ではない。
利用希望者数の報告	地域型保育事業者は、毎年利用乳幼児及び保護者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する人数を把握し、連携施設を運営する者へ報告する等、円滑な運営に配慮すること。 連携施設の利用を希望する人数が、確保した連携枠を下回った場合、利用を希望する人数を除いた受入枠について、連携枠としないことができる。
連携枠内定後の取扱い	連携枠の内定者は、原則、内定を辞退することはできない。（4月入所利用申込みをすることはできない。）

IV 卒園後の意向確認について

卒園を迎える児童については、施設から保護者に連携先施設への入所希望があるかを確認すること。入所希望者がいる場合については様式4「卒園予定児の保育施設入所届」に「卒園後の進級先について」を添えて期日までに保育幼稚園課まで提出することが必要である。
入所が決定した際には、保育幼稚園課から施設へ「決定通知書」を送付する。

(2) 保育内容への支援

地域型保育事業の利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他保育内容に関する支援を連携施設において行うこと。

I 連携施設の所在地

日常的に、地域型保育事業所と連携施設との間を往来することを踏まえて、地域型保育事業所から可能な限り近いことが望ましい。

II 内容

以下の項目中、少なくとも1項目以上設定すること。

項 目	内 容
相談・助言	利用乳幼児及び保護者等への支援について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける 等
合同保育	連携施設における定期的（年6回程度を推奨）な合同保育（行事への参加）により、集団保育の機会を確保する 等
園庭開放	運動遊びを通じた利用乳幼児の健康増進に向け、連携施設の屋外遊戯場等を定期的（月数回程度）に開放する 等
給食	地域型保育事業所において自園調理を行わない場合、連携施設で調理した給食を搬入する 等 ※ 給食を搬入する際には、専用ボックス等を使用する等衛生的な配慮をすること
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて連携施設と合同の健康診断を行う 等

III 地域型保育施設同士の連携について

連携施設を確保することが著しく困難であると認められる場合には、次に掲げる要件のもと、連携施設に代わって、以下の施設を「連携協力を行う者」とすることができる。

連携協力に係る具体的な内容は、連携施設と同様の取扱いとする。

施設種別	
小規模保育事業所 (A型又はB型)	(1) 連携協力を依頼する地域型保育事業者と連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
事業所内保育事業所 (A型又はB型)	

(3) 代替保育の提供

地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することが一時的に困難な場合等に、当該地域型保育事業者に代わって連携施設を運営する者が保育を提供すること。

I 連携施設の所在地

連携施設において代替保育を受ける利用乳幼児及び保護者並びに連携施設から派遣される職員が適切に移動できる範囲で確保することが望ましい。

II 内容

項 目	内 容
代替保育が必要な場合	◆地域型保育事業所の職員の病気や休暇・研修等により保育の提供が一時的に困難な場合 ◆災害等により地域型保育事業所で保育の受入体制が整えられない場合等
代替保育の実施方法	◆地域型保育事業の利用乳幼児に対し、連携施設において代替保育を提供する ◆連携施設から職員の派遣を受け、地域型保育事業所において代替保育を提供する 等
代替保育の提供を拒むことができる場合	◆代替保育を提供することにより、保育士の配置基準を満たせなくなる等、利用乳幼児の安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあると判断する場合 ◆特別な支援を必要とする利用乳幼児がおり、当該利用乳幼児のために必要な人員を配置できない場合 ◆連携施設及び地域型保育事業の双方又は一方において感染症等が発生し、感染拡大の恐れ等がある場合 等
代替保育時の損害対応	代替保育中に発生した損害については、原則、全て地域型保育事業者が負うものとし、当該損害に備えて保険に加入することが望ましい。 また、代替保育中に発生した事件・事故に関しては、原則として地域型保育事業者の責任において処理するものとする。
費用負担	費用の額は、期間による定額を定めるものでも、連携協力の内容ごとに1回当たり、児童1人当たりの額を定めるものでも構わない。また、費用負担の額については、後日トラブルとならないよう覚書において定めておくことが望ましい。

III 代替保育の提供の例外

連携施設を確保することが著しく困難であると認められる場合には、次に掲げる要件のもと、連携施設に代わって、以下の施設を「連携協力を行う者」とすることができる。

連携協力に係る具体的な内容は、連携施設と同様の取扱いとする。

施設種別	
小規模保育事業所 (A型又はB型)	(1) 連携協力を依頼する地域型保育事業者と連携協力を行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
事業所内保育事業所 (A型又はB型)	

代替保育に係る連携協力について、市町村長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、家庭的保育事業者等による連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる。